

## 船舶事故調査報告書

令和3年8月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和2年11月29日 09時00分ごろ～15時07分ごろ） 死亡日（令和2年11月29日ごろ）
発生場所	不明（広島県三原市能地漁港南東方沖）
事故の概要	漁船龍丸は、たこつぼ漁の目的で出港した後、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和2年12月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 龍丸、3.17トン HS3-29859（漁船登録番号）、個人所有 8.80m (Lr) × 2.11m × 0.78m、FRP ディーゼル機関、32.35kW、昭和51年2月10日 第273-6158号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 75歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年6月19日 免許証交付日 平成30年3月15日 (令和5年12月8日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1～2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期～下げ潮の末期、水温 約19℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、たこつぼ漁の目的で、令和2年11月29日09時00分ごろ能地漁港を出港した。 本船は、10時00分から11時00分ごろ能地漁港南東方沖で僚船に目撃された。 本船は、愛媛県今治市大三島北岸 <small>いまばり おおみ</small> に無人の状態 <small>いままり</small> で漂着しているところを近隣住民に発見され、15時07分ごろその旨が海上保安庁に通

	<p>報された。</p> <p>船長が所属する漁業協同組合（以下「漁協」という。）担当者は、海上保安庁から本船が無人で発見された旨の連絡を受け、その旨を船長の家族に伝えた。</p> <p>本船は、僚船によりえい航され、21時00分ごろ能地漁港に帰港した。</p> <p>船長は、12月3日大三島南西岸に救命胴衣未着用の状態で打ち上げられているところを通行人に発見され、医師による司法解剖の結果、死因は溺死（推定）で、死亡日は11月29日ごろと検案された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船（船首側）、写真2 本船（船尾側） 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、本事故当日に家を出る際、ふだんどおりで健康状態は良好に見えていた。</p> <p>船長は、週に1回程度出漁し、ふだん14時ごろ帰宅していたが、漁の状況により遅くなることもあった。</p> <p>本船の後部甲板は、正船尾側のブルワークが設けられておらず、同甲板右舷側に設置されたローラーにより仕掛けを巻き揚げ、左舷船尾部から仕掛けを投入する構造となっていた。（写真3参照）</p> <div data-bbox="172 1070 1430 1496" data-label="Image"> <p>写真3は、船の後部甲板の状況を2つの視点から撮影したものである。左側の写真は船首方向（船首方）からの視点で、右舷側の操舵区画（舵輪）と渡し板（甲板の境界線）が確認できる。右側の写真は船尾方向（船尾方）からの視点で、右舷側のローラー（仕掛けを巻き上げる装置）の位置が示されている。写真には「船首方」、「船尾方」、「操舵区画」、「渡し板」、「ローラー」というラベルと矢印が追加されている。</p> </div> <p>写真3 後部甲板の状況</p> <p>たこつぼ漁の仕掛けは、ロープで陶器製の壺を約10m間隔で繋いだもので、本船は、約1,000m及び約200mの仕掛けを有しており、本事故後、能地漁港南東方沖の海底に沈められた本船の仕掛けが僚船により発見され、回収された。（写真4参照）</p>



写真4 本船の仕掛け

1人乗り漁船による、たこつぼ漁の一般的な操業方法は次のとおりである。

- (1) 船長は、前回の操業時に海底に沈めておいた仕掛けをローラーで後部甲板上に巻き揚げ、壺から回収したたこを前部甲板に設けられたいけすに移す。
- (2) 船長は、仕掛けの一端の壺を海中に投入した後、操舵区画で操船に当たり、山立てで決めた投入場所から外れないよう、適宜船首方を見て針路を調整しながら本船を低速力で航行させる。
- (3) 仕掛けは、先に投入された壺の重みにより、ロープで繋がれた壺が順次海中に落下していく。

本船は、発見時、主機が運転状態でクラッチレバーが前進の位置に入っており、いけすにはたこが入っていた。

漁協担当者は、船長は仕掛けの投入と併せて操船を行うので、後部甲板上の仕掛けから目が離れた際、ロープに足を取られたのかもしれないと思った。

船長の家族は、ふだん船長は能地漁港と漁場間における航行時、操舵区画後方に渡し板を掛けて椅子代わりにしており、本船発見時、同渡し板が後部甲板脇に置かれていたので、船長が落水したのは航行時ではないだろうと思った。

船長は、ふだん、紐で結んだ非防水型の携帯電話を首から下げて着衣の中に入れていた。

船長の家族は、船長捜索時、船長に電話を掛けた際、電波が届かない旨のアナウンスが流れたが、携帯電話会社に問い合わせたところ、広島県尾道市高根島こうね西方沖2km 付近から微弱な電波が発信されている旨を聞いた。

漁協担当者は、本事故後、本船に乗り込んだ際、操舵区画の棚に肩掛け式救命胴衣らしきものが置かれているのを見た。

分析

<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 不明</p> <p>船長の死因は、溺死（推定）であった。</p> <p>本船は、11月29日09時00分ごろ能地漁港を出港後、大三島北岸に無人の状態に漂着しているところを発見され、15時07分ごろその旨が海上保安庁に通報されたことから、この間において、船長が落水したものと推定される。</p> <p>船長は、次のことから、本船を低速力で航行させながら仕掛けを投入中、仕掛けに足を取られるなどして落水して溺死した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、その状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>(1) 本船のいけすにたこが入っているととも、本船の仕掛けが海底で発見されたこと。</p> <p>(2) 本船の発見時、主機が運転状態でクラッチレバーが前進の位置に入っていたこと。</p> <p>(3) 船長がふだん係留地と漁場間を航行する際、操舵区画後方に椅子代わりとして掛けていた渡し板が後部甲板脇に置かれていたこと。</p> <p>船長は、本事故後、本船の操舵区画の棚に肩掛け式救命胴衣らしきものが置かれていたこと、及び救命胴衣未着用状態で発見されたことから、本事故時、救命胴衣を着用していなかったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が能地漁港南東方沖において、船長が落水して溺水したことにより発生したものと推定される。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暴露甲板上で作業を行う際は、十分に注意して落水防止に努めること。</li> <li>・ 暴露甲板においては、常に救命胴衣を着用すること。</li> <li>・ 落水時においても連絡手段を確保できるよう、防水型又は防水パックに入れた携帯電話を携行すること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

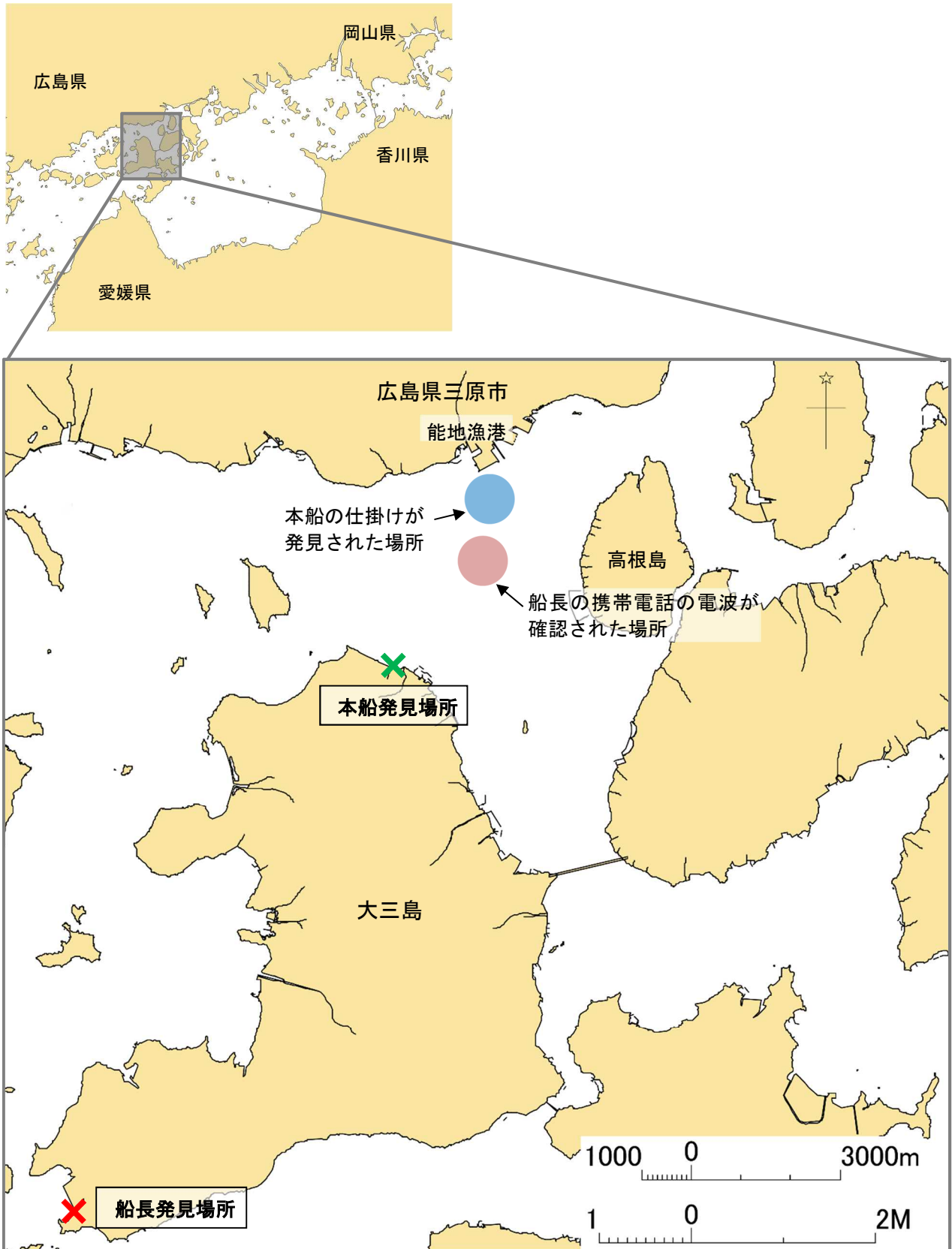


写真1 本船（船首側）



写真2 本船（船尾側）

